

# 【児童福祉法関係届出先フローチャート】

次に掲げる事業所等で①～③のどの区分の指定を受けているか。

- ①指定障害児通所支援事業者（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） ⇒ 破線矢印
- ②指定障害児入所施設 ⇒ 破線矢印
- ③指定障害児相談支援事業者 ⇒ 実線矢印

同一法人で指定を受けている障害児通所支援事業所等が複数の都道府県に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害児通所支援事業所等は県内の複数の市町に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害児通所支援事業所等は広島市内にのみ所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

厚生労働省

広島県

広島市

児童福祉法第21条の5の25に基づく届出(通所)  
児童福祉法第24条の19の2に基づく届出(入所)

同一法人で指定を受けている障害児相談支援事業所が複数の都道府県に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

特定相談支援事業のみに係る指定を受けている事業者であって、一の市町内にのみ事業所が所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

厚生労働省

各市町

広島県

児童福祉法第24条の38に基づく届出